

## つるぎ町下水道事業経営戦略

団 体 名 : つるぎ町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年4月1日 (供用開始後15年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	9.8 (人/ha)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区(太田処理区)		
処 理 場 数	1処理場(太田地区浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	将来的に農集を下水道施設に接続出来るかを検討中です。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	○基本料金(汚水量10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> まで):1,320円 ○超過料金(1 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 増す毎に):154円 ※ただし次に次に掲げる場合に限り、基本料金と超過料金の合算額(以下「合算額」という)から各号それぞれの区分に応じて定めた金額を控除した額とします。(10円未満の端数切捨) 1.合算額が5,000円を超え10,000円以下の場合 5,000円を超える金額の20%に相当する金額 2.合算額が10,000円を超え20,000円以下の場合 10,000円を超える金額の50%に相当する金額に1,000円を加えた金額 3.合算額が20,000円を超える場合 20,000円を超える金額の75%に相当する金額に6,000円を加えた金額				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	-				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度	2,860 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度	2,903 円
	平成30年度	2,800 円		平成30年度	2,925 円
	平成29年度	2,800 円		平成29年度	2,883 円

\*2 条列上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	なし
事業運営組織	<p>令和2年度より、水道部局と下水道部局が統合しました。 ※上下水道課 下水道担当</p> <pre> graph TD     A[課長(総括)] --- B[係長(経理・使用料)]     A --- C[係長(公共下水・都市下水)]     C --- D[作業員(農集)]         </pre>

### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設の維持監理業務及び水質検査を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	特にありません。
	ウ PPP・PFI	特にありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特にありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特にありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表しました、平成30年度の「経営比較分析表」を添付しております。  
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

※決算統計推移より予測

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
現在処理区域内人口(人)	532	516	492	483	470	456	442	428	415	403	391	379	367	356	345	334

### (2) 有収水量の予測

※決算統計推移より予測

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(㎡)	44,635	44,934	44,130	41,608	41,407	40,658	39,909	39,160	38,412	37,717	37,022	36,327	35,634	34,990	34,346	33,702

### (3) 使用料収入の見通し

※有収水量に合わせて推移

項目	決算統計					予測										
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
使用料(千円)	6,214	6,639	6,361	6,085	6,010	5,901	5,793	5,684	5,575	5,474	5,374	5,273	5,172	5,079	4,985	4,892

### (4) 施設の見通し

供用開始から16年となりますが、面整備は完了しており、マンホールポンプ施設については故障や修繕が少ない状況です。しかし、稼働の多いマンホールポンプ施設は改築更新を検討しています。

### (5) 組織の見通し

現状の組織体制を維持する見通しですが、法適用移行準備の際に改めて検討を行います。

## 3. 経営の基本方針

洗剤やケミカル商品の普及により、一般家庭の生活排水は未処理のまま排水すると河川の水質汚染をもたらします。つるぎ町には日本一の水質を誇る貞光川があり、この美しい自然と環境を守るための対策が求められます。

貞光地区の平野部は、公共下水道が整備されています。太田地区は農業集落排水を整備し生活排水を処理しています。他の地域は住宅が点在しているため、下水道施設を整備するには効率的ではありません。そうした地域では、合併処理浄化槽の整備により排水の浄化を推進します。合併浄化槽等で発生した汚泥等は、適正な処理を行うための対策を講じます。

また不断の下水道処理を行うため、下水道施設の機能保全と長寿命化を推進します。

農業集落排水処理事業においては面整備が完了しており、経費回収率が全国平均、類似団体平均より高いですが、依然として、一般会計繰入金に依存している傾向にあります。将来的に、施設の維持管理、施設修繕等の費用増になる恐れがある為、使用料金改定、料金滞納対策を熟慮します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	最適整備構想を策定するにあたって実施した、機能診断の評価結果に基づき算出した機能保全コストに、機械電気設備の整備・更新費用を加えた費用を計画に反映しています。 今後も引き続き定期的な点検などを行い、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施し、機能保全対策を計画的に検討していくものとします。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
平成26年度に策定した最適整備構想に基づき算定しています。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	使用料収入と一般会計繰入金(基準内)により財源が賅われることを目標としていますが、建設改良費が多額な場合は、起債と補助金により財源を補う予定です。

○使用料収入の見直しに関する事項  
人口推移を参考にしつつ、過去の有収水量の増減幅をもとに算出しています。

○企業債に関する事項  
多額の建設改良費が必要になる場合は、起債によってその財源を賅っています(建設改良費の1/2)。

○補助金に関する事項  
多額の建設改良費が必要になる場合は、補助金によってその財源を賅っています(建設改良費の1/2)。

○繰入金に関する事項  
繰出基準に基づき算出しています(分流式、その他)。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項  
現在の職員数を変えず、計上しません。

○動力費に関する事項  
過去5年間の平均値から費用を算出しています。

○薬品費に関する事項  
過去5年間の平均値から費用を算出しています。

○修繕費に関する事項  
過去5年間の平均値から費用を算出しています。

○委託費に関する事項  
過去5年間の平均値から費用を算出しています。

○その他(光熱水費、通信運搬費、使用料、等)  
過去5年間の平均値から費用を算出しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	将来的に農集を下水道施設に接続出来るかを検討中です。
投資の平準化に関する事項	継続的に財政収支状況を踏まえた建設スケジュール調整に取り組めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	下水道事業法適用後に改めて検討します。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	効果的かつ効率的な下水道事業の運営を可能とする事業委託の方法があれば積極的に活用することを検討します。
職員給与費に関する事項	法適用を予定しており、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて職員増減を検討します。
動力費に関する事項	設備の改築更新を行う際は、設計において動力費の節減を図れる機器などの採用を検討します。
薬品費に関する事項	他の事業との一括発注など検討し、費用削減を図ります。
修繕費に関する事項	維持管理業者と連携し、修繕頻度を抑制できる管理方法の工夫に努めます。
委託費に関する事項	一括発注、複数年契約など検討し、経費削減、効率化に努めます。
その他の取組	特にありません。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行い、少なくとも5年毎に見直し(ローリング)を行います。なお、地方公営企業法の適用を予定していることから、法適用後においては速やかに経営戦略の更新を行います。
---------------------	---

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)		17,328	18,974	18,423	18,674	20,070	20,907	20,907	21,482	22,044	26,728	28,483	28,333
		(1) 営 業 収 益 (B)		6,010	5,850	5,793	5,684	5,575	5,474	5,374	5,273	5,172	5,079	4,985	4,892
		ア 料 金 収 入		6,010	5,850	5,793	5,684	5,575	5,474	5,374	5,273	5,172	5,079	4,985	4,892
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益		11,318	13,124	12,630	12,990	14,495	15,433	15,533	16,209	16,872	16,872	21,649	23,498
	ア 他 会 計 繰 入 金		11,317	13,121	12,627	12,987	14,492	15,430	15,530	16,206	16,869	16,869	21,646	23,495	23,438
	イ そ の 他		1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)		11,373	15,037	12,363	12,437	13,753	14,458	14,323	14,167	14,092	15,420	15,169	14,870
		(1) 営 業 費 用		9,414	13,200	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他			9,414	13,200	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	10,384	
(2) 営 業 外 費 用			1,959	1,837	1,979	2,053	3,369	4,074	3,939	3,783	3,708	5,036	4,785	4,486	
ア 支 払 利 息			1,959	1,837	1,979	2,053	3,369	4,074	3,939	3,783	3,708	5,036	4,785	4,486	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			5,955	3,937	6,060	6,237	6,317	6,449	6,584	7,315	7,952	11,308	13,314	13,463	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)			300	18,100	13,750	96,700	56,100	300	300	6,750	106,950	5,550	2,550
		(1) 地 方 債					8,900	6,700	48,200	27,900		3,200	53,300	2,600	1,100
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				8,900	6,750	48,200	27,900			3,250	53,350	2,650	1,150
	(6) 工 事 負 担 金				300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)		6,113	6,236	24,160	19,987	103,017	62,549	6,884	7,615	14,702	118,258	18,864	16,013
(1) 建 設 改 良 費					17,800	13,500	96,400	55,800			6,500	106,700	5,300	2,300	
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			6,113	6,236	6,360	6,487	6,617	6,749	6,884	7,615	8,202	11,558	13,564	13,713	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 6,113	△ 5,936	△ 6,060	△ 6,237	△ 6,317	△ 6,449	△ 6,584	△ 7,315	△ 7,952	△ 11,308	△ 13,314	△ 13,463	

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 158	△ 1,999										
積立金 (K)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
前年度からの繰越金 (L)	2,993	2,834	834	833	832	831	830	829	828	827	826	825
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,834	834	833	832	831	830	829	828	827	826	825	824
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	2,834	834	833	832	831	830	829	828	827	826	825	824
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	6,010	5,850	5,793	5,684	5,575	5,474	5,374	5,273	5,172	5,079	4,985	4,892
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	93,934	87,821	81,585	81,798	123,381	144,532	137,648	130,033	125,031	166,773	155,809	143,196

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
区 分												
収益的収支分	11,317	13,121	12,627	12,987	14,492	15,430	15,530	16,206	16,869	21,646	23,495	23,438
うち基準内繰入金	8,072	8,073	8,339	8,540	9,986	10,823	10,823	11,398	11,910	16,594	18,349	18,199
うち基準外繰入金	3,245	5,048	4,288	4,447	4,506	4,607	4,707	4,808	4,959	5,052	5,146	5,239
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	11,317	13,121	12,627	12,987	14,492	15,430	15,530	16,206	16,869	21,646	23,495	23,438